

令和7(2025)年度 工房アミのしおり



港区立障害保健福祉センター

工 房 ア ミ

管理運営: 社会福祉法人 友愛十字会

I 事業所の概要

1 事業所名称 港区立障害保健福祉センター 工房アミ(生活介護事業)

2 所在地 〒105-0014 東京都港区芝一丁目8番23号

3 開設年月日 平成10年4月1日

4 設置根拠

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - ・ 港区立障害保健福祉センター条例
 - ・ 港区立障害保健福祉センター条例施行規則
- ＜関連規定＞
- ・ 港区立障害保健福祉センター生活介護事業運営要綱
 - ・ 港区立障害保健福祉センター給食調理業務運営要綱
 - ・ 港区立障害保健福祉センター知的障害者通所事業実習生受入要領
 - ・ 港区立障害保健福祉センター利用会議設置要綱

5 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)に基づき、日常生活に必要な支援、作業活動、レクリエーション活動など社会生活の経験の場を提供し、生活習慣の確立、身体機能の維持および社会的自立が図れるよう支援します。

6 対象者

港区在住 18 歳以上(※)の知的障害者で障害者総合支援法に基づく障害支援区分が 3 以上の人。

(※15歳以上18歳未満の方は、個々の事情により利用することができます)。

7 定 員 50名

8 職員配置

管理者、サービス管理責任者、介護支援員、看護師
機能訓練士(兼務)、栄養士(兼務)

9 事業所の沿革

- | | | |
|-----------|------|---|
| ・ 昭和 62 年 | | 障害者総合計画後期計画策定
(心身障害者(児)福祉センターの設置方針を示す) |
| ・ 平成 3 年 | 4 月 | 港区立心身障害者福祉センター(法外施設)開設 |
| ・ 平成 5 年 | 1 月 | 芝一丁目用地事業基本計画策定 |
| ・ 平成 5 年 | 4 月 | 竹芝小学校跡地利用整備構想策定 |
| ・ 平成 6 年 | 3 月 | 心身障害者福祉センター等基本・実施設計完了 |
| ・ 平成 6 年 | 12 月 | 心身障害者福祉センター等改築等工事請負契約締結・工事着工 |
| ・ 平成 9 年 | 2 月 | 心身障害者福祉センター仮移転
(港区浜松町2丁目3番20号) |
| ・ 平成 10 年 | 3 月 | 港区立障害保健福祉センター竣工 |
| ・ 平成 10 年 | 4 月 | 港区立障害保健福祉センター工房アミ(法内施設)開設 |
| ・ 平成 21 年 | 4 月 | 港区立障害保健福祉センターが社会福祉法人友愛十字会の指定管理に移行 |
| ・ 平成 24 年 | 4 月 | 障害者自立支援法に基づく生活介護事業に移行 |
| ・ 平成 25 年 | 4 月 | 障害者総合支援法に基づく生活介護事業開始 |
| ・ 令和 5 年 | 4 月 | 定員を40名から50名に変更 |

II 事業の内容

1 支援方針

利用者一人ひとりの特性を尊重しながら個別あるいは集団の中で生活体験を広め生きがいある日々が送れるよう支援に努めます。また、家庭及び関係機関と連携並びに地域社会との交流を図り、利用者のより豊かな人間性の育成を促進するよう支援します。

2 支援計画

それぞれの利用者の個性を尊重し心身の状況及び希望を踏まえて、生活面、作業面の目標を達成するためのサービスの内容を記載した個別支援計画を作成し、その計画に沿ってサービスを提供します。

3 支援プログラム

(1) 利用日 月曜日から金曜日

(2) 営業時間 午前9時から午後6時まで

(利用者の受入可能時間は午前9時30分から午後6時まで。ただし、通常利用の降所時間は午後3時又は午後4時、延長事業の利用者のみ午後6時までとする。)

(3) 標準日課

時 間	事 業 内 容	
9:00～9:30	送迎バス到着	
9:35～10:20	ミーティング／活動準備	
10:20～11:00	クラス活動	
11:00～13:40	昼食準備・昼食・昼休み等	
13:40～14:20	クラス活動	
	15 時降所グループ	16 時降所グループ
14:20～14:50	帰りの準備／ミーティング	休憩
14:50～15:00	送迎バス乗車・出発	余暇
15:00～15:30		
15:30～15:50		
15:50～16:00		
		帰りの準備／ミーティング
		送迎バス乗車・出発

(4) 休業日

- ・ 土曜日、日曜日、祝日
- ・ 年末年始休業日(12月29日～翌1月3日)
- ・ その他、土、日、祝日に行事等に参加する場合は、振替休日を設定します

4 年間行事

月	行 事	ね ら い
4月	開 始 式	新しい仲間・職員で新年度をスタートします。
6月	運 動 会	日頃の運動の成果を発揮するとともに、集団のなかで楽しみながら競技を行います。
10月	みなと区民まつり／ ヒューマンぷらざまつり	行事を楽しみながら、日頃の活動の発表や作品の紹介・販売など交流の機会をとらえて地域との繋がりを深めます。
1月	二十歳を祝う会	利用者と職員で、二十歳を迎えられた利用者のお祝いを行います。

5 活動内容

	生活	作業	その他の活動
活動内容	◎ ADL(日常生活動作) ◎ 外出 ◎ 運動(ウォーキング、ストレッチ等)	◎ 作業 (紙すき・手芸・木工等)	◎ 調理 ◎買い物 ◎音楽 ◎ クラブ活動 〔ダンス部、カメラ部 カフェ部、美術部など〕 ◎ 季節行事、誕生会
活動目標	◎ 通所生活をとおして基本的な生活リズムを身に付けます ◎ 健康の維持、増進を図ります ◎ 身体機能の維持に努めます ◎ 社会生活に必要なルール、マナーを身に付けます ◎ コミュニケーション手段を身に付けます	◎ 作業に向う姿勢・態度を身に付けます ◎ 作業をとおして、集中力を身に付けます ◎ 共同作業により、コミュニケーション能力の向上を図ります ◎ 積極的に地域社会との接点を持ちます	◎ QOL(生活の質)を高めます ◎ 生活体験、社会体験を広げます。 ◎ 意思が尊重され自己決定できる経験を積み重ねます
支援のポイント	◎ 生活のリズムを整えるとともに、個々の状況に応じて活動に取り組めるようにします ◎ 健康維持のため必要な運動量を確保します ◎ 理学療法士、作業療法士等と連携して支援します ◎ サイン、動作、言語等、可能な方法を場面に合わせて使い説明をします ◎ 自分の意思を主張することや支援を要請できるように、利用者の立場に立った言葉かけをします	◎ 工程の工夫や自助具の活用により、より多くの作業が体験できるようにします ◎ 達成可能な目標を設定し、より達成感が得られるよう意欲を育みます ◎ 集団参加する中で、手順やルールを知り、お互いに協力することが必要な場面を設定していきます ◎ 地域のリサイクルに協力することで地域住民との接点を持ち、社会の一員として役割を果たす機会を作ります	◎ 各自の能力、興味、関心に基づいた芸術活動、スポーツ活動をおこないます ◎ 安心して活動ができるよう、個々の特性に応じた環境設定を行います ◎ 外出、地域の行事参加等の経験を重ねていきます ◎ 各自が選択できる場面、活動を多く持ち、意思決定支援に取り組めます

講師招聘活動	ね ら い
ミュージックセラピー (音楽療法)	音楽の持つ生理的、心理的、社会的働きを活用し、機能・生活の維持向上、行動の変容などに向けてアプローチします
アロマケア	アロマケアとタッチケアの相乗効果でストレスの緩和をめざし、心身のリラックスを図ります
プール活動	①楽しめるスポーツとして運動量を確保します ②水中ならではの身体機能の活用と開放を図ります
アート	利用者一人ひとりの感性を活かし、創作を通じて安らぎや、表現することの楽しさを提供します

※活動、行事は感染症の動向により、縮小または中止する場合があります。

6 選択肢の提供(自己決定の尊重)

日常の活動の中で、利用者本人の意思を尊重し、選択の幅を持たせて自己決定できる場を提供できるよう心掛けていきます。

7 健康管理

(1) 医師、医療機関と連携をとり、利用者個々の健康管理を行います。

・ 定期健康診断	年 1 回
・ 歯科検診	年 2 回(非常勤嘱託医)
・ インフルエンザ予防接種	年 1 回(希望者のみ、費用は自己負担)
・ その他	看護師による血圧測定／年 2 回 検尿／年 1 回 体重測定／月 1 回 健康相談／随時

※上記の結果は、随時保護者に報告します。

(2) 嘱託医検診

定期の診察は利用者お一人あたり年 3 回を予定しています。センターの嘱託医は月に 3 回来所予定です。ご相談は随時受け付けております。

(3) 医療情報の共有

医療機関での検査、治療について、ご家族と情報を共有し健康管理に努めます。体調不良による入院をされた後、診断書や看護サマリーの依頼をさせていただく場合があります。また、必要時、通院に同行させていただきます。

(4) 港区専門医相談事業のご利用について

診療日は月間予定等でお知らせいたします。定期受診日を設けておりますがそれ以外の診療日も随時ご利用可能です。必要時、ご相談下さい。

・ 整形外科	月 2 回	・ 眼科	月 1 回
・ 内科	月 2 回	・ 耳鼻咽喉科	月 1 回
・ 精神神経科	月 1 回		

8 安全管理

常に利用者の安全に心掛け、安心して利用できるシステムを確立します。

(1) 事故防止

- ① 所外への飛出しによる事故を防止するため、常時全職員が注意を払うとともに、必要に応じて点呼又は人数の確認等を行います。
- ② 危険な道具等の取扱いについては、事故が生じないよう常に注意し、道具等の整理・整頓に努めます。
- ③ ケガ等が発生した場合、看護師、管理者に連絡し応急処置を行います。また、容体により家族に連絡し、救急車の要請、病院への搬送等、迅速に対応します。
- ④ 万が一事故が起きた場合は区に報告の上、連携し対処します。
- ⑤ 利用者の事故に備えるため、保険会社の普通傷害保険及び施設賠償保険に加入しています。

(2) 防災訓練

- ① 港区立障害保健福祉センターで実施する避難訓練等に参加し、災害の内容や発生場所に応じた職員の連携や避難場所・避難誘導方法等の確認、徹底を図ります。
- ② 緊急連絡システムを利用し、保護者へ迅速で正確な情報提供を行います。

(3) 服薬

- ① 服薬に関する事故を防止するため、服薬管理マニュアルに基づき、利用者の服薬に対する安全管理を徹底します。
- ② 日常内服している方は、災害時に備え、3日分の薬を工房アミで保管します。また、外出時等での災害に備え、1日分の薬を常時、通所鞆に入れておいてください。

(4) 感染管理

- ① 発熱時や体調不良時ご家庭と連携をとり、重症化を防ぐよう努めるとともに、感染管理の観点から受診や利用の自粛、早退をお願いすることがあります。
- ② 感染症対策マニュアルに基づき、予防対策を実践します。万が一、発生した場合は区に報告の上、連携し対処します。
- ③ 外出や宿泊等一部のプログラムについては、体調により必要に応じて嘱託医の指示を受けます。

9 地域との交流

次の活動などとおして、地域に開かれた施設を目指します。

(1) 近隣店舗等の社会資源を活用し、地域へ積極的に出て行きます。

(2) 区民まつり、ヒューマンぷらざまつり等、地域行事に積極的に参加し、利用者に社会参加の機会を提供していきます。

- (3) 地域、社会に開かれた施設として、活動講師、ボランティアの力を積極的に活用していきます。

10 給食

体力の増進と維持及び生活支援の一環として給食を実施するとともに、管理栄養士、給食委託業者との連絡を密にして、利用者の実態に応じた内容へ改善を図ります。

(1) 喫食環境

昼食時間は、午前11時30分から午後1時30分までとし、2 階居室において給食を提供します。喫食場所は、衛生的かつ清潔感を保持し、適温給食のために保温食器等を利用して配膳します。車椅子対応のテーブル等を配置し安全・安心に食事が摂れる環境を提供します。

(2) 喫食形態

利用者の身体状況に合わせ、一般食(普通、刻み食)・低カロリー食・軟菜軟飯・超軟菜超軟飯の形態で給食を提供します。食材と調理方法で形態に工夫をし、全員で同じメニューを食べられるようにします。

(3) 献立内容等

季節感ある献立を標準食品構成表により作成します。

(4) 費用

1食あたり360円負担していただきます。

(5) キャンセル方法

欠席(欠食)する場合は、前日の午前10時までにご連絡ください。それ以降のご連絡の場合には、給食費を負担していただきます(休日が入る場合は、直前通所日の午前10時まで)。

(6) 栄養指導

必要に応じて、食事を媒体にした集団栄養指導を行うとともに、栄養士による個別栄養相談を行います。

(7) 食品衛生管理

調理従事者ならびに食事介助にあたる職員は、定期健康診断とともに、毎月の細菌検査(検便)を実施します。食器は高温洗浄乾燥し、まな板・包丁は殺菌保管庫で保存します。野菜は洗剤と流水で十分洗浄し、肉・魚介類には十分な加熱と適切な調理を行います。調理時の手洗い、調理場の清掃消毒を徹底します。
保存食は、50gを－20℃で14日間保存します。

11 送迎バスの運行

(1) 運行方法

センターへの送迎を希望される利用者は、センター送迎バスを利用することができます。自宅近くのポイント(バス停)まで送迎します。バスポイントは固定となります。バス停からご自宅までは保護者の安全管理になります。

(2) 送迎バスへの連絡

別紙【送迎バスのご案内】を参照してください。

※バスに乗車されない場合は、バス事業者と工房アミの両方にご連絡下さい。

12 職員会議等

(1) 毎日、午前8時30分及び午後5時25分から全体ミーティングを行います。

(2) 毎日、朝、夕にクラスミーティング及び行事等の打合わせを行います。

(3) 支援会議は、年間を通じ計画的に開催します。

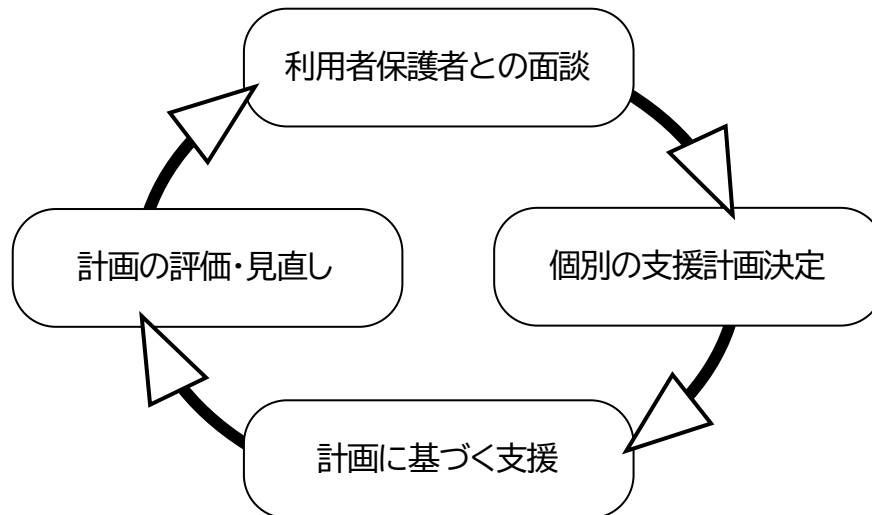
(4) 職員会議を毎月実施します。

(5) その他、活動会議、各種打合せ会を行います。

13 支援の流れ

利用者、保護者の意向を尊重して、利用者一人ひとりに合った生活目標を設定します。
随時計画を見直しながら個別の目標達成に向けて支援します。

(1) 個別支援計画決定の流れ



- ① 利用者個々の特性や適性を考慮し、所属クラスを決定します。
- ② 個別支援計画は、利用者の意向を踏まえたうえで作成し、利用者ならびに保護者に説明し、同意を得ます。

(2) 支援

- ① 利用者一人ひとりの個別支援計画に基づき、常に支援目標を念頭に置いた支援を行っていきます。
- ② 各活動の担当者が中心となり、利用者の希望、意思決定を尊重するとともに、個々の利用者の適性・能力に合わせた支援を行います。

(3) 記録

当日の支援内容、各集団及び個人に対することがらを活動記録及びケース記録に記録し、継続的かつ計画的な支援を目指します。

(4) 評価

支援会議(半期の振り返り、支援計画の修正)において、支援計画に基づき、計画どおりにサービスの提供が行われているかどうかを半年に1度確認します。利用者の状況の変化や新たな希望を確認し、計画を見直します。また、支援計画の修正に際しては、必要に応じて専門職の評価を加えます。

(5) 家庭

- ① 「サービスの提供記録(連絡ノート)」を活用し、工房アミでの活動内容や利用者の様子等を連絡し合います。保護者の方は連絡ノートに署名をお願いします。
- ② 年間計画に応じて、工房アミ家族連絡会を開催し、活動の報告・連絡等を行います。
- ③ 必要に応じて、家庭環境・家庭での様子等を知るために家庭訪問や個別面談を実施します。
- ④ 地域生活を支えるため、相談支援事業者をはじめ関係機関と連携しながら情報提供を行います。

(6) 機能訓練

機能訓練士により、利用者の身体機能維持・向上のための支援を実施します。機能訓練を受ける場合には、かかりつけ医による意見書(工房アミ機能訓練実施意見書)の提出(年1回以上)と港区立障害保健福祉センター嘱託医の実施承認が必要になります。

14 費用負担

(1) サービス利用料

障害者総合支援法に基づき、本人とその配偶者の所得に応じてサービス利用料の10%をご負担いただきます。減免措置がありますので、障害福祉サービス受給者証に記載されている利用者負担上限月額をお支払いいただきます。

(2) 給食費

港区立障害保健福祉センターで提供する食事について、1食当たり360円をお支払いいただきます。

(3) その他の費用

外出時の食事代や小遣い等は自己負担になる場合があります。